

6.市民とともに歩むまちづくり

男女共同 参画

Joint participation of men and women

■現況及び課題

近年、少子高齢化の進展、経済の成熟化と国際化、情報通信の高度化等、社会・経済が大きく変化する中、これらの変化に対応し、将来にわたって豊かで安心して暮らせる社会を築くためには、男女共同参画社会づくりが欠くことのできない要件であることが社会認識となっています。

制度の面からも*男女雇用機会均等法や*男女共同参画社会基本法などが制定され、女性の社会活動を促進する条件が整いつつあります。

依然として「男は仕事、女は家庭」という、性の違いによって生き方や役割を固定化しようとする意識や社会通念が、男

女双方に根強く残っています。これは、女性の社会活動への参画の妨げとなっているだけでなく、男性にとっても、仕事中心の生活を余儀なくされ、生活面での自立を困難にする要因の一つとなっています。

今後は、家庭、学校、地域、職域など、社会のあらゆる分野に男女が共に責任を持ち、互いに能力を生かしていくことができるよう、「男女共同参画社会」の形成を目指した総合的な施策の展開が必要となっています。

「男女共同参画社会」の形成を目指した総合的な施策を展開するため、平成12年度末に「蒲郡市男女共同参画プラン」を策定しました。

用語解説

男女雇用機会均等法...「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」で、1985年に制定され、その後1999年に改正された。

男女共同参画社会基本法...「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で、1999年に公布・施行された。

●掲載資料 産業別女性就業者比の推移

区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
全 体	44.6	45.0	45.2	45.3	45.2
第1次産業	46.1	46.7	46.8	48.4	49.7
第2次産業	42.3	41.2	40.7	39.1	36.7
第3次産業	45.5	46.9	48.1	48.4	49.2

資料：国勢調査

男女共同参画

[施策の体系]

1. 男女の人権の尊重

2. 政策・方針決定過程への男女共同参画

3. 就業における男女平等の推進

4. 家庭・地域生活での男女共同参画

■基本方針

蒲郡市男女共同参画プランに基づく総合的な施策を展開することにより、社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、互いに能力を生かし合い、個性豊かに充実した人生を送ることのできる「男女共同参画社会」の実現を図ります。

■施策

1 男女の人権の尊重

男女共同参画フォーラムや男女自立のための講座を開催するほか、多様なメディアを活用し、有効な形態での男女共同参画の意識啓発を進めます。

また、男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するため、学校や家庭教育における男女平等教育・共同参画の浸透を図ります。

2 政策・方針決定過程への男女共同参画

女性指導者の人材育成に努めるとともに、各種審議会をはじめとする政策・方針決定の場への女性登用を促進します。

また、地域活動においても、企画等の方針の立案・決定過程への女性の参画が拡大するよう、啓発に努めます。

3 就業における男女平等の推進

男女の雇用機会均等や女性の雇用促進、就業環境の整備・充実のための意識啓発を行います。

また、女性の職業意識の形成と職業能力の向上を支援するほか、男女双方が仕事と家庭を両立できるよう、育児・介護への支援事業を充実させるとともに、職場と家庭の両分野におけるパートナーシップの確立に向け、意識啓発を行います。

4 家庭・地域生活での男女共同参画

育児・介護等の支援を充実し、かつ、家庭生活・地域活動等への男女共同参画を促進するため、意識啓発に努めます。

また、生涯を通じた健康づくりの促進と福祉の増進を進めるとともに、高齢社会にのぞみ、高齢者の「自立」、「社会参加」、「自己実現」を推進します。

■主な事業・計画

事業名	概要	計画期間		事業主体
		前期	後期	
男女共同参画推進事業	男女共同参画プランに基づき、各種施策の推進を図ると共に、市民、民間団体、企業などに働きかけ、男女共同参画社会の実現をめざします。			蒲郡市